

11 防災航空業務の実態

(1) 防災航空体制

ア 導入の経緯

当県は、海拔 0m から 3,000m までの変化に富んだ地理的条件下にあり、常に様々な自然災害に見舞われてきた。災害に強い安全な県土づくりとともに、防災体制の強化を図り、県民の安全な暮らしを確保することは重要な課題である。

こうした中で、平成 6 年 4 月に防災ヘリコプター「若鮎 I」の運航を開始し、火災・救急救助、救援物資の搬送等各種活動を行ってきた。

平成 9 年 4 月からは「若鮎 II」を導入し 2 機体制としたことにより、点検等による運航不能日を極力無くすとともに、山岳救助や緊急時の大量輸送等、消防防災体制の充実を図った。

このように、防災ヘリコプターの需要が高まる中、平成 21 年 9 月 11 日、北アルプス・奥穂高岳で救助活動中の「若鮎 II」が墜落し、3 名の尊い同僚の命が失われた。

事故後、安全管理体制の徹底を図り、安全運航を基本理念とした運航体制を構築して「若鮎 I」の運航を実施することとした。

防災ヘリコプターは、捜索救助・火災防ぎょなどにおいて重要な役割を担っていることから、防災ヘリコプターの 2 機体制を維持することにより県民の安全・安心を確保するため、「若鮎 III」を平成 23 年 3 月に導入し、平成 23 年 11 月から運航を開始した。

平成 6 年から運航している「若鮎 I」が老朽化したため、平成 26 年 11 月 30 日の飛行を最後に運休し、新機体を平成 26 年 12 月に導入し、平成 27 年 3 月から運航を開始した。

イ 活動内容

- ・ 火災防ぎょ活動
- ・ 山岳・水難事故等における検索、救助
- ・ 傷病者等の救急搬送
- ・ 各種災害における被害状況の把握、情報収集
- ・ 各種災害における救援物資、人員及び資機材等の搬送
- ・ 広域災害応援活動
- ・ 各種防災訓練等への参加
- ・ 災害等予防広報

ウ 防災ヘリコプター概要

| 機名 | 若鮎 I | 若鮎 III |
|----------|--------------|-----------|
| 型式 | 川崎式 BK117C-2 | ベル式 412EP |
| 国籍及び登録番号 | JA21AR | JA119V |
| 全長 | 13.03m | 17.10m |
| 主回転翼直径 | 11.00m | 14.00m |
| 全高 | 3.96m | 4.60m |

エ 主な装備品

空中消火装置、担架装置、ホイスト装置、リペリング装置、サーチライト、機外拡声器、カーゴフック等

オ 応援協定

大規模災害時及び、耐空検査等による運航不能時における救援活動等を速やかに行うため、近隣県等との協定を締結し、災害時等の応援態勢の強化を図っている。

- ・ 岐阜県・滋賀県航空消防防災相互応援協定（滋賀県）
- ・ 富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定（富山県、長野県）
- ・ 四県一市航空消防防災相互応援協定（愛知県・三重県・名古屋市・静岡県）
- ・ 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定（石川県）
- ・ 福井県・岐阜県航空消防防災相互応援協定（福井県）
- ・ 災害航空応援協定（川崎重工業との航空応援協定、CHSとの航空応援協定）
- ・ 災害支援協力に関する協定（岐阜県ゴルフ連盟）

カ 臨時離着陸場等

防災航空隊は、訓練又は災害時の使用を想定して、公園、河川敷、運動場など、県内に 252 ヶ所（平成 31 年 4 月 1 日現在）の施設をヘリコプターの臨時離着陸場として指定している。

（改行）なお、病院に付帯する離着陸場の状況は次のとおりである。

| 区 分 | 病 院 名 | 接地場所 |
|---------------|-------------|-------|
| 非公共用ヘリポート(※1) | 県立多治見病院 | 屋上 |
| | 県総合医療センター | 屋上 |
| | 大垣市民病院 | 屋上 |
| | 中濃厚生病院 | 屋上 |
| 臨時離着陸場(※2) | 岐阜大学医学部附属病院 | 屋上、地上 |
| | 岐阜赤十字病院 | 屋上 |
| | 岐阜市民病院 | 屋上 |
| | 岐阜ハートセンター | 屋上 |
| | 下呂温泉病院 | 屋上 |
| | 松波総合病院 | 屋上 |
| | 多治見市民病院 | 屋上 |
| | 久美愛厚生病院 | 地上 |
| | 市立恵那病院 | 地上 |

※1 設置者が「ヘリポート」として共用することについて国交省から認可を受けた離着陸場。ここで離着陸する場合運航者は改めて国交省に飛行場以外における離着陸許可を申請する必要はなく、設置の目的に合致する限り設置者の許可で離着陸可能となる。

※2 「ヘリポート」ではないが、構造上航空機が離着陸出来るだけの設備及び強度を有する離着陸場。通常は離着陸に先立って、飛行場以外の場所における国土交通大臣の離着陸許可が必要となるが、人命救助等緊急を要する場合はこの許可は不要となる。

(2) 平成 31 年・令和 1 年の主な活動内容

平成 31 年・令和 1 年の活動としては、緊急運航に 95 回 73 時間 47 分、自隊訓練に 195 回 256 時間 57 分、市町村等参加訓練に 32 回 32 時間 51 分、行政利用に 3 回 3 時間 10 分、その他（試験飛行等）に 17 回 3 時間 43 分、延べ 342 回 370 時間 28 分の活動を行った。

(3) 防災航空隊の応援要請にかかる手続きについて

- 1 出場要請（消防本部→防災航空センター）
- 2 要請の報告（防災航空センター→運航管理者）
- 3 出場の決定（運航管理者→防災航空センター）

4 出場の回答（防災航空センター→消防本部）

回答内容

- ・ 航空隊側の指揮者氏名
- ・ 無線の使用周波数・コールサイン
- ・ 到着予定時間
- ・ 活動予定時間
- ・ その他必要事項

5 出場

- ※ 夜間の受付（17：15～8：30）は、岐阜県防災航空隊 消防航空隊長（公用携帯電話）が、受付をします。

